

羽島市告示第27号

羽島市と民間企業等との協働に関する提案募集制度実施要綱を次のように定める。

平成31年2月20日

羽島市長 松井 聡

羽島市と民間企業等との協働に関する提案募集制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化する行政課題及び市民ニーズに対応するため行う民間協働事業の提案募集制度に関し、必要な事項を定めることとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間協働事業 民間企業等が有する資源と羽島市（以下「市」という。）が持つネットワークや人的資源等を結びつけることで、地域の活性化、公共サービスの充実や市が進める施策の効果的な展開を図る事業をいう。
- (2) 民間企業等 企業、学校法人、NPO、各種団体、コンソーシアム等の団体をいう。
- (3) コンソーシアム 複数の企業及び団体で組成された共同体をいう。

(対象者)

第3条 民間協働事業を提案できる者は、別表のとおりとする。

(対象事業)

第4条 提案募集の対象となる民間協働事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 市長が民間協働事業として広く募集することが適当と認めた特定の政策テーマに関する事業
- (2) 市と民間企業等が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できる事業として民間企業等が市に提案する事業

(募集・受理)

第5条

- (1) 前条第1号に掲げる事業の募集は、仕様、提案期間等を担当課がホームペー

ジ等で公表して行うものとする。

- (2) 前条第2号に掲げる事業の募集は、年間を通じて行うものとする。なお、企画部総合政策課を窓口として受理するものとする。

(提案)

第6条 民間協働事業を提案しようとする民間企業等は、「羽島市と民間企業等との協働に関する提案書(別記第1号様式)」に次の各号に掲げる書類を添えて、前条各号に掲げる募集を行う者の区分に応じ、担当課又は総合政策課に提出するものとする。

- (1) 誓約書(別記第2号様式)
- (2) 民間企業等の組織や業務内容・活動を確認できる書類等
- (3) これまで取り組まれてきた社会貢献活動や、国や他の自治体等との協働事業の実績について確認できる書類等
- (4) 提案提出にあたって構成員の意思が確認できる書類(コンソーシアムで提案を提出する場合に限る。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査等)

第7条 市長は、民間企業等からの提案について、その内容を公益性、公平性、社会性等の観点から精査し、実施の可否を検討する。ただし、次の各号に掲げる内容の提案は実施しないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反する行為を行うもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動を助長するおそれのあるもの
- (4) 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

2 市長は、実施の可否の検討にあたり、必要に応じて審査会を置くことができるものとする。

3 市長は、提案した民間企業等に対し、実施の可否を通知するものとする。

(中止)

第8条 市長は、提案者が別表の提案資格を有しない者であること又は提案が第7条第1項各号に該当するものであることが判明した場合、事業を中止することができる。

2 前項の規定による中止によって生ずる損害については、市は一切の責任を負わない。

(協定)

第9条 市及び民間企業等は、必要に応じて連携と協力に関する協定を締結することができる。

(広報等)

第10条 実施することとなった民間協働事業については、民間企業等の同意を得て市のホームページ等で事業内容のPRを行い、市民等に対して広く周知を図るものとする。

(庶務)

第11条 審査会に関する庶務は、担当課において処理する。

附 則

この告示は、平成31年2月20日から施行する。

別表 (第3条関係)

提案資格

1 民間協働事業を提案できる民間企業等は、次のいずれにも該当しないものとする。
(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者
(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
(3) 市から指名停止措置を受けている者
(4) 市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
(5) 政治団体又は政治性のある事業を行う者
(6) 宗教団体又は宗教性のある事業を行う者
(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) に規定する風俗営業を営む者
(8) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条第1項に規定する貸金業を営

	む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
9)	暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体 ア 暴力団とは、羽島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。 イ 暴力団員等とは、羽島市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
10)	暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等又は団体
11)	自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
12)	暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
13)	その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
14)	その他市長が適当でないと認める者
2	コンソーシアムの場合は、構成するすべての企業等が前項の提案資格を有すること。